福島市立北沢又小学校いじめ防止基本方針

1　はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人間として決して許されない行為です。

学校は、保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でのいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

福島市立北沢又小学校いじめ対策基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、市の「いじめ防止基本方針」の「『いじめは、どこでもどの児童においても起こり得る』から『いじめは現に起きている』というレベルまで危機意識を上げ、迅速に機動性をもって、いじめに対応するとともに、子どもたちの生命・身体を守り、子どもたちの健やかにたくましく成長することを願い、地域社会全体が一丸となっていじめ問題に取り組む」という基本方針に基づき、本校の児童が、明るく楽しく学校生活をおくることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取り組みについて示したものである。

2　いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3　本校のいじめに対する基本姿勢

（1）いじめは決して許されないことである。

教師は、「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立って、取り組まなければならない。「いじめられる方にも問題点がある」と考えてはならない。

（2）いじめはどの学校でもどの子にも起こりうることである。

「いじめは現に起きている」という危機意識をもち、常に一人一人の児童を見つめることを忘れてはならない。

（3）いじめ根絶に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し迅速に対応していく。

当該児童の学級担任を学校全体の支援体制を整えて支え、個々の教職員による対応でなく、組織として一貫した対応をとるとともに、個人情報の取り扱いに留意しながら、保護者・地域・警察等の関係機関と連携して対応する。いじめられた児童に根底的に寄り添い、いじめた児童に対して毅然とした指導を行う。

4　組織

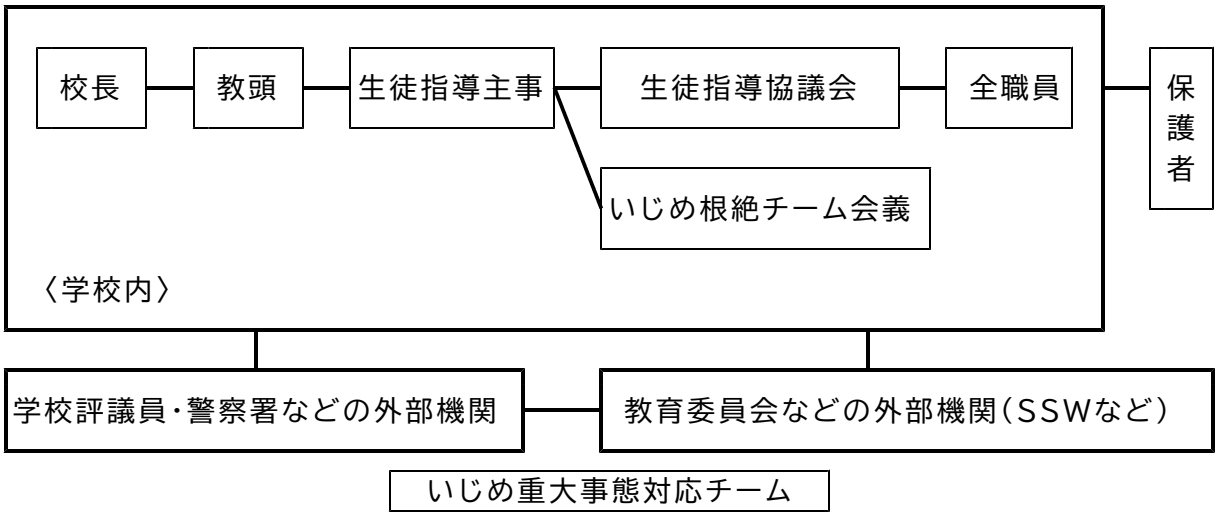

◇　生徒指導協議会

（1）目的

学校における日頃の子どもたちの情報共有・いじめの未然防止に関する措置を実効的に行う。

（2）構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・全職員

◇　いじめ根絶チーム

（1）目的

学校におけるいじめの早期対応に関する措置を実効的に行う。

（2）構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援コーディネーター・養護教諭・学年主任・スクールカウンセラー

◇　いじめ重大事態対応チーム

（1）目的

学校におけるいじめ重大事態の早期対応・調査に関する措置を実効的に行う。

（2）構成員

いじめ根絶チームに加え、外部人材（学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察OB、教育委員会SC・SSWなど）を加える。

5　いじめの未然防止

（1）道徳教育の充実

①　教育活動全体

「いじめをしない。許さない。」道徳性を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に全教師の共同体制を整える。

②　道徳の時間

道徳の内容項目のうち、特に生命の尊重や思いやり等に重点を置き、全体計画及び別葉により意図的・計画的・継続的に指導する。

（2）学級経営の充実

①　担任は、児童が安心して学べる居場所のある学級経営、親和的な集団づくりを行う。

・　QUテストの活用
・　構成的グループエンカウンターのエクササイズ
・　特別支援学級児童との交流

② 担任の支援の元、児童自らが「学級力」を高め絆を強めていくようにする。
・　目標達成力・規律遵守力・協調維持力・創造的対話力等の向上、変容

③　困り感、SOSの出し方に関する教育を推進する。

（3）担任外支援の充実

①　教務主任・養護教諭・特別支援協力員・学校図書司書・事務職員・技能主事等が、それぞれの立場から、児童の児童を見つめ、児童の悩みやストレスを相談できるよう支援する。

（4）メディアリテラシー教育

①　各学年の道徳の時間として「情報モラル」に関する内容を指導し、安全に正しくインターネットや携帯電話等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。

（5）児童と向き合う時間の確保

①　会議や行事等の見直しを図り、校務運営の効率化によって児童と向き合う時間を確保する。

6　いじめの早期発見

（1）日頃の児童観察

早期発見のポイント	・　児童の些細な変化に気付くこと ・　気づいたら情報を共有すること ・　情報に基づき速やかに対応すること

①　朝の健康観察
②　授業中　　姿勢　表情　視線　忘れ物　教科書・ノートの落書き
　　隣の机との距離　等
③　休み時間　　独りぼっち　「遊び」と称した「からかい」の様子等
④　給食　　班から机を離して食べる　食欲がない　極端な盛り付け
　　当番の押し付け
⑤　登下校　　独りぼっち　荷物を持たされる　等

（2）定期調査

①　いじめの実態調査の実施　　（6月・11月・2月　　計3回）
　※子どもの「アンケート」原本についても、担任、生徒指導主事、管理職により、複数でチェックする。

②　「心のふれあいカード」の実施　（5月初旬・9月下旬に実施）
　※子どもの「カード」原本についても、担任、生徒指導主事、管理職により、複数でチェックする。

（3）保護者との相談・連携

①　自宅確認　　5月　　家庭訪問　　随時
・　児童に変化が見られた時は、速やかに家庭と連絡をとり、変化の原因について究明する。

②　個別懇談　　11月～12月
・　保護者が話しやすい雰囲気づくりに努める。

③　チャンス相談　　随時
・　担任、養護教諭、スクールカウンセラー　等

7　いじめの対応（フロー図）

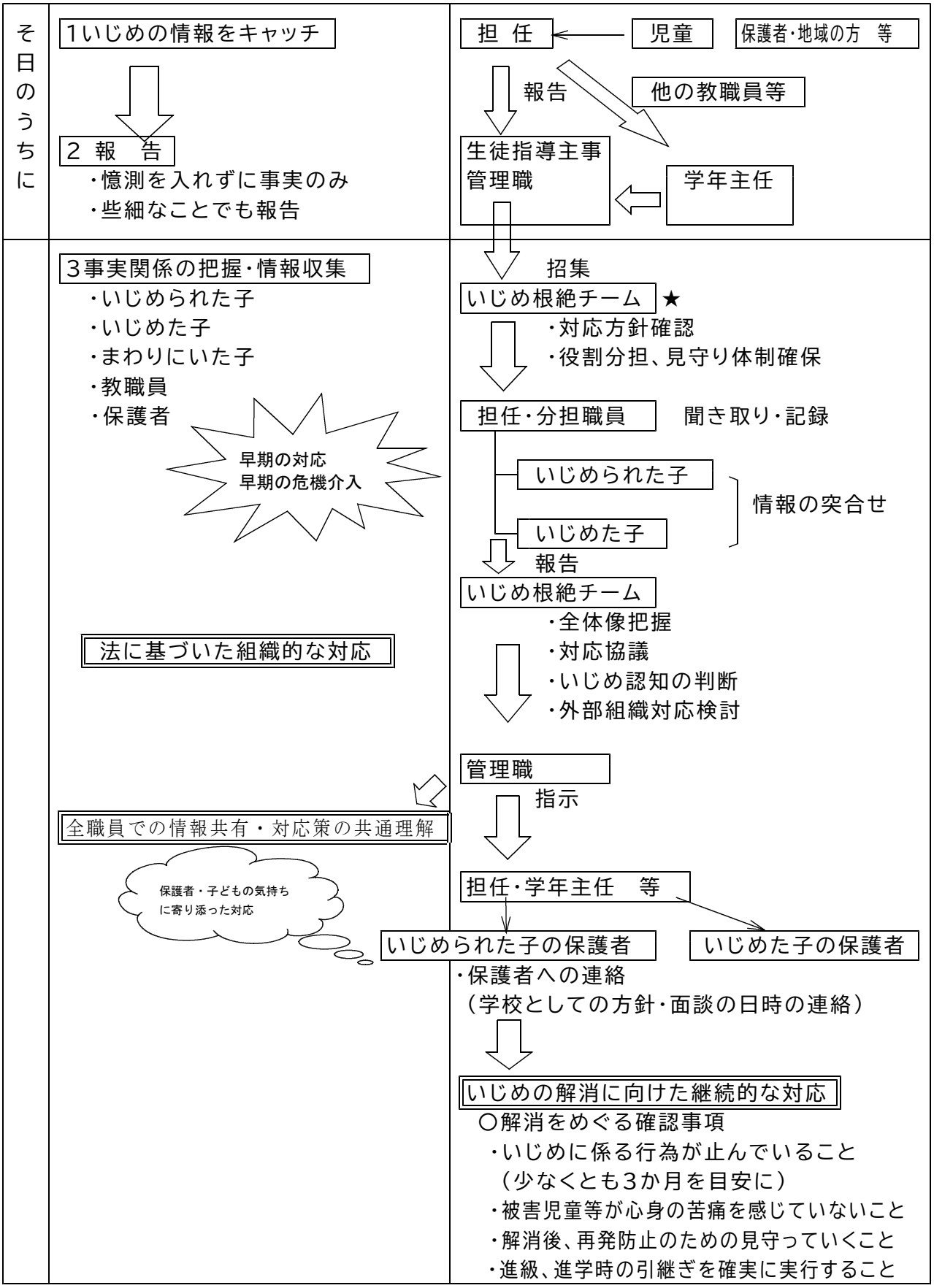

8　対応チームの動き

★	※　上記フロー図にそって、招集	校内いじめ根絶チームによる対応 管理職・担任・学年主任・生徒指導主事 特別支援コーディネーター・養護教諭 スクールカウンセラー　　等 ○　指導・援助の方針の立案、共有 ○　指導・援助体制の構築 ・誰が、誰に、いつまでに、何をするか ・すぐに行う対応 ・中・長期的な対応 ・保護者への対応
発生時	※　いじめ重大事態を確認次第 A　児童の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 B　児童が「相当の期間（年間30日、目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 C　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」	学校における対応 ○　重大事態発生の報告【7日以内】 （教育委員会経由市長（総務課）へ） いじめ重大事態対応チームによる対応 ○　重大事態調査 ・教育委員会会議により学校主体調査指示を受けた場合、重大事態対応チームを招集 （不登校重大事態） ・調査の実施 ・調査結果の報告 ※詳細は「福島市いじめ防止基本方針」ならびに国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」等にそって対応する。

9　いじめの深刻度とその対応

（1）いじめの深刻度に応じて、児童の心に寄り添った指導を迅速かつ的確に行う。

レベル　1	学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめにあったと感じる。 【アンケート調査・聞き取り・個別面談・声掛け】

レベル　2	元気がない。学習意欲が低下する。 身体的不調を訴える。（保健室への出入りの増加） 交友関係が変化する。（孤立化） 頻繁に物がなくなる。いたずらされる。 遅刻・早退・欠席が増える。（不登校傾向） 【組織的対応：いじめ根絶チーム・事実関係の把握・被害者の心のケア・加害者への指導・家庭・地域との連携】

レベル　3	不登校　別室登校 身体的損傷（打撲・傷・衣服の乱れ　等） 暴力・恐喝・脅迫等による身体的精神的な苦痛や被害

	【警察・児童相談所・医療等の関係機関との連携】 【出席停止等の措置】

レベル　4	自殺未遂　自殺 【スクールカウンセラー等専門家の助言に基づいた対応： 本人及び保護者、子どもたち、教職員】 【窓口の一本化：マスコミへの対応】

（2）市教育委員会への報告はレベル1以上とする。
　①　随時、いじめに関する個票を市教育委員会に提出する。
　②　重大事態発生時は、市教育委員会経由で市長に報告する。
（3）いじめに関する市教育委員会調査及び相談体制
　①「いじめに関する報告書」
　・学校は6月・12月・3月の年3回　市教育委員会に提出する。
　②「学校のいじめに対する取組状況」
　・学校は6月・3月の年2回　市教育委員会に報告する。
（4）重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」第28条）
　・児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認めるとき
　・いじめにより、児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき

10　研修の充実

学校における、いじめの予防、早期発見、いじめに対する措置等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

（1）職員会議・生徒指導協議会
　①　北沢又小学校のいじめ防止基本方針の周知徹底
　・職員会議、生徒指導協議会で、随時いじめ防止基本方針の確認を行う。
　②　全職員が共通理解、共通歩調で児童理解にあたることを確認し合う。
（2）生徒指導協議会
　①「生活のきまり」をもとに、規律ある生活を自主的に行うことができるように指導する。
　②　特別な支援を要する児童への理解に基づく指導を、全職員で行う。
（3）校内研修
　①「安心して学べる居場所のある学級経営」「親和的な集団づくり」を進める。
　・学習規律・学習習慣の育成に努める。
　・ユニバーサルデザインの授業を行う。
　・児童の内面理解に資する校内研修を行う。
　②「聞く」ことを基盤とした「学び合いの授業」を進める。
　③　メディアリテラシーの研修を行う。
　④　生徒指導・教育相談にかかわる研修を行う。
　・事例検討会　・グループエンカウンター研修　・カウンセリング研修　等